何土地改良区何土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する規程

（設置の目的）

第１条　本土地改良区は、土地改良事業を効率的に施行するのに必要な財源に充てるため、土地改良事業基金（以下｢基金｣という。）を設置する。ただし、理事長は、事業効果の万全を期するため特に必要があると認める場合は、理事会及び総（代）会の承認を得てこの基金を土地改良事業費に充てることができる。

（基金の額）

第２条　基金の額は、○○○円とする。

２　前項の基金運用から生ずる収入は、一般会計収入支出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（管理）

第３条　基金は、本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

（基金の処分）

第４条　基金は、総（代）会の承認を経て処分するものとする。

２　理事長は、前項の承認後に緊急やむを得ない事由に基づいて承認に係る事項に変更を加える必要が生じたときは、監事会の承認を得て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の総（代）会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

（繰替運用）

第５条　理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な繰戻しの方法、金額及び期間を定め、総（代）会の承認を得て、この基金を一般会計収入支出予算に繰り替えて運用することができる。

（委託）

第６条　この規程に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則（○年○月○日の総（代）会で議決）

　この規程は、議決の日から施行する。

附　則（○年○月○日の総（代）会で議決）

　この規程の一部改正は、議決の日から施行する。

　【備考】

　　附則は上記が分かりやすいが、下記とする方法もある。

　　附　則

　　この規程は、議決の日（○年○月○日）から施行する。

　附　則

　　この規程の一部改正は、議決の日（○年○月○日）から施行する